

雲 仙 市

報道関係者 各位

平成23年第3回雲仙市議会定例会における意見書ならびに決議について

標記について下記の2件につき、全会一致で可決されましたので取り急ぎお知らせいたします。

記

【決議】

飲酒運転根絶に関する決議

【意見書】

原子力発電エネルギーから再生可能エネルギーへの政策実行を求める意見書

この送付票のほか
2 枚

連絡先	雲仙市役所
担当課	議会事務局
担当者	議事調査班 前田 雅廣
住所	雲仙市吾妻町牛口名714
電話	(0957)38-3120
ファックス	(0957)38-2252
メールアドレス	gikai@city.unzen.nagasaki.jp

原子力発電エネルギーから再生可能エネルギーへの 政策実行を求める意見書

福島第一原子力発電所の事故から6ヶ月を経過したが、未だ20km、30km以内の市町村民をはじめ、福島県内外の数万人に及ぶ人々が避難しており、その苦難は計り知れないものがある。

福島原子力発電所の廃炉も数十年を要すると言われ、見通しも立っていない。農業、漁業、林業、観光等のもとより、あらゆる経済活動は停止し、日々の暮らしすらおこなうことができない。

地震国日本での原子力発電所は、放射能の危険性、放射能廃棄物の十万年に渡る処理対策や無限に及ぶ損害賠償・責任等、国の存続そのものを危うくすることも予測される。

よって、雲仙市議会は福島原子力発電所事故を教訓として、下記の項目について、迅速かつ万全の措置を講じるよう法的措置を含めた国の責任ある対応を強く求める。

記

- 1 今回の原発事故に対し、一刻も早い事態の収束を図り、徹底的に原因究明や検証を行うこと。
- 2 大地震や大津波など、あらゆる事態に対応できるよう、原子力関係施設の安全性の確保に万全を期すとともに、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」を早期に検証し、今すぐ採るべき対策は直ちに実施すること。
- 3 都道府県及び市町村が定める地域防災計画が有効に機能するように、市域、県域に捉われない広域災害として、国は主体的に防災体制を確立すること。
- 4 被ばく対策、土壌、大気、海洋にかかる影響などを含め、安全基準の抜本的見直しを図るとともに、根拠のない風評被害が生じないように適切な対策を講じ、全ての情報を迅速かつ積極的に提供すること。
- 5 原子力発電中心から、本年8月末に成立した再生可能エネルギー特別措置法にある再生可能エネルギー中心のエネルギー政策へ段階的に転換を行い、期限を定め原子力発電から脱却すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

長 崎 県 雲 仙 市 議 会

提出先 衆議院議長 横路 孝弘 様 参議院議長 西岡 武夫 様
内閣総理大臣 野田 佳彦 様 総務大臣 川端 達夫 様
財務大臣 安住 淳 様 文部科学大臣 中川 正春 様
経済産業大臣 枝野 幸男 様 内閣官房長官 藤村 修 様
原発事故の収束及び再発防止担当内閣府特命担当大臣 細野 豪志 様

飲酒運転根絶に関する決議

交通事故のない安心・安全なまちづくりは、雲仙市民全ての切実な願いであり、長年の課題でもある。

とりわけ飲酒運転に起因した交通事故は、一瞬にして被害者、加害者に関係なく尊い命を奪い、その家族をも巻き込みその人達の一生を台無しにする悲劇を招きかねない。

厳罰化されている昨今においても、依然として飲酒運転における摘発者は後を絶たない状況である。

飲酒運転の根絶を図るためには、市民一人ひとりが飲酒運転の違法性、事故発生の危険性、事故による責任の重大性などを再認識し、家庭、職場、そして地域社会全体が一体となり、飲酒運転の根絶に向け士気の高揚を図ることが重要である。

よって、本市議会は、市を始め関係機関・団体と連携を強化し、下記の事項を掲げ、市民と一体となり飲酒運転の根絶に向けて取り組むことを決意する。

記

- 1 酒を飲んだら、絶対に車を運転しない。
- 2 車を運転する人には、絶対に酒を飲ませない。
- 3 酒を飲んだ人には、絶対に車を貸さない。
- 4 酒を飲んだ人の車には、絶対に同乗しない。
- 5 二日酔いの時は、絶対に車を運転しない。

以上、決議する。

平成23年 9月22日

雲 仙 市 議 会